



輝かしい日の出と共に 太鼓の初打ちで新春祝う

元旦当日、晴天に恵まれ今年もご来光を拝みに一松海岸にたくさんの方が訪れました。また、怒涛いなさ太鼓による新春恒例の太鼓の初打ちが極寒の波打ち際で行われ、力強い太鼓の音が響き渡りました。

徐々に辺りも明るくなり、太陽が水平線から顔を見せると拍手と歓声が起こり、平成26年が輝かしい年であることをみんなで願いました。

日曜開庁日 2月23日(日)

住民票の写しの発行や村税納付などの業務を午前8時30分～午後5時まで役場庁舎にて実施しています。

村税等は納期内に納めましょう！今月は…

- 固定資産税 第4期
- 国民健康保険税 第8期
- 介護保険料 第8期
- 後期高齢者医療保険料 第8期

の納期限となっております。納め忘れのないようにしてください。
口座振替を利用されている人は、残高不足にならないようご注意ください。

休日当番医 (休日当番は午前9時～午後5時まで)

月 日	一宮地区	茂原地区内科系	茂原地区外科系
2月2日	長島医院 42-8800	吉田医院 34-3045	菅原病院 25-1171
2月9日	いちのみやクリニック 42-1616	山之内病院 25-1131	三枝医院 25-2203
2月11日	K・Iクリニック 42-7575	茂原中央病院 24-1191	矢倉病院 24-2171
2月16日	睦沢診療所 44-2236	大木医院 23-2546	塩田記念病院 35-0099
2月23日	秋場医院 42-3323	鈴木医院 22-2630	公立長生病院 34-2121

当番医は変更になる場合があります。※救急患者が優先となります。
中央消防署指揮情報係 ☎24-0119へお問い合わせください。

今月のゴミ収集日

1コース(八積地区)	2コース(高根地区)	3コース(一松地区)
燃えないゴミ 5日	資源ゴミ 5日	粗大ゴミ 5日
粗大ゴミ 19日	燃えないゴミ 12日	資源ゴミ 12日
資源ゴミ 26日	粗大ゴミ 26日	燃えないゴミ 19日

燃えるゴミの収集日は、全コース火、木、土曜日です。



夜間急病診療所

診療科目 内科・小児科
診療時間 午後8時～午後11時
茂原市八千代1-5-4 (茂原消防署のうら)
☎24-1010

こども急病電話相談

☎局番なしの#8000 (プッシュ回線・携帯電話)
ダイヤル回線からは 043-242-9939
毎日午後7時～午後10時

編集後記

今回、初めて「広報ちようせい」作成をお手伝いさせていただきました。
1月は、長生村成人式が行われました。大人への仲間入りということで、成人した皆さんにはそれぞれの目標に向かって頑張っていたきたいです。
また、一松小学校で行われた租税教室の取材に同行させていただき、児童の皆さんが積極的に税について学んでいる姿を見受けることができ、大変感心しました。
(A・I)

広報

ちようせい

祝長生村成人式

平成26年

2月号
No.424



謝辞を述べる三枝亨有さん

1月12日に成人式が村文化会館で行われました。今年の新成人は、169人、成人式には134人が出席しました。
新成人代表謝辞では、三枝亨有さんが、今まで育ててくれた親や、支えてくれた人への感謝の気持ちと、これからの決意を述べてくれました。

主な内容

確定申告はお早めに
平成26年消防出初式
道路呼称決定
… 2P
… 8P
… 11P

人口 14,851人(-1)
男 7,345人(+12)
女 7,506人(-13)
世帯数 5,687世帯(+2)
転入 49人
転出 36人
出生 4人
死亡 18人
1月1日現在 () 内は前月比

◇申告が必要な人・申告に必要なもの	
所得税	村県民税
①事業所得や不動産所得、土地や建物、株式等の 金融商品などの譲渡所得などがあった人	平成26年1月1日現在、長生村に居住し、次の事項に該当する人
②個人年金等の雑所得や一時所得、配当所得など のあった人	①農業・漁業・営業などの事業所得や、不動産所得などのあ る人で、確定申告の必要のない人
③給与所得者の場合	②公的年金以外に所得がなく、社会保険料などの控除を受け ようとする人
・給与収入の金額が2千万円を超える人	③扶養控除範囲内の収入しかなかった人で、家族等の扶養者 になっていない人
・給与を2ヵ所以上から受けている人	④扶養控除範囲内の収入しかなかった人で扶養している人が、 平成26年1月1日現在で村外に居住している人
・給与・退職所得以外の所得の合計額が20万円を 超える人	⑤障害者年金や遺族年金を受給している人
※医療費控除や寄附金控除などの控除を追加する 場合や、年の途中で退職して年末調整が済んでい ない人が還付を受けるためには申告が必要です。	⑥給与所得者のうち、次のような人
④年金所得者の場合	・勤務先から役場へ給与支払報告書が提出されていない人
・公的年金等の収入金額が400万円を超えている人。	・給与所得以外に20万円以下の所得があった人
※上記に当てはまらない人でも、所得税の還付を 受けるための申告書を提出することができます。	・平成25年中に中途退職し、その後再就職していない人
⑤住宅借入金等特別控除を受ける人	⑦家族の扶養になっている場合でも社会保険等の加入におい て、非課税証明書ではなく所得の証明書の添付が必要な場合 がありますので、扶養者の勤務先に問合せて必要な人は申告 してください。
・平成25年中に住宅の購入、増改築などをした人	※国民健康保険税や後期高齢者医療制度の軽減措置、税関係 証明書の発行、各種福祉関係の所得判定などの基礎資料とな るものがありますので所得がない人でも申告が必要です。
⑥租税特別措置法の適用を受ける人	※障害者年金や遺族年金は課税対象外のため、年間の受給額 が日本年金機構から役場に通知されませんので申告されない 場合、未申告扱いとなります。

◇申告に必要なもの
①申告書（郵送された人は持参）
②事業所得、不動産所得がある人は収支内訳書
③給与、年金、報酬がある人は源泉徴収票（コピー不可）
④上場株式等に係る配当所得がある人は支払通知書、株式の年間取引報告書
⑤国民健康保険税、後期高齢者医療保険料、介護保険料などの支払金額 の分かるもの
⑥国民年金保険料、国民年金基金掛金の支払証明書
⑦生命保険料、地震保険料の支払証明書
⑧障害者控除を受ける人は障害者手帳・療育手帳・精神保健福祉手帳ま たは障がい者控除対象者認定書（注1）
⑨医療費控除（注2）を受ける人は医療費、介護保険施設等利用料の領収 書（補てん金がある人は補てん金額がわかる書類）
⑩おむつ代の医療費控除を受ける人は次のいずれかの証明書または書類
・初めての人は、おむつの領収書と医師が証明する「おむつ使用証明書」
・2年目以降の人で介護保険認定時の主治医意見書の内容からおむつ使 用の確認ができる人は、おむつの領収書と福祉課が発行するおむつ使 用の確認書
⑪還付金振込先の口座番号（本人名義）
⑫印鑑（シャチハタ不可）

（注1）障がい者控除対象者認定書

平成25年12月31日現在、要介護認
定を受けている65歳以上の人を対象
に、福祉課で「障がい者控除対象者
認定書」を交付しています。障がい
者手帳などがなくてもこの認定書で
障害者控除の適用を受けることがで
きます。

（注2）医療費控除

- ・医療費は平成25年中に支払ったも
のに限ります。（未払い分は支払った
年に控除の対象となります）
- ・生命保険から支給される各種給付
金、社会保険などから支給される療養
費、出産一時金などは、支払った医
療費から差し引く必要があります。
- ・介護保険施設等利用料の医療費控
除ができるのは対象となる項目のみ
です。

※⑧・⑨及び⑩について、詳しくは
6ページをご参照ください。

3 ※上記に該当する人が平成25年中に死亡している場合も確定申告の必要があります。
詳しくは茂原税務署 ☎(22)2166へお問い合わせください。

確定申告は お早めに

3月17日（月）が申告期限です!!

◇所得税の確定申告とは

所得税の確定申告は、毎年1月1日か
ら12月31日までの1年間に生じた、す
べての所得の金額とそれに対する所得
税の額を計算し、申告期限までに確定
申告書を提出して、源泉徴収された税
金や予定納税で納めた税金などの過
不足を精算する手続きです。

**確定申告をする必要がない人でも住民税申告が必要となる場合があります。住民税申告についても3月17日（月）
までに申告をお願いします。**

◇申告受付期間 2月17日（月）～3月17日（月） 午前9時～正午 午後1時～午後4時

※土、日曜日、祝日は申告受付を行いません。また、地区分けも行いません。

※2月23日（日）の日曜開庁時の申告受付は行いませんのでご承知ください。

◎ご注意ください

・雑損控除や譲渡所得（土地や建物の不動産、ゴルフ会員権や株式などの譲渡）の申告をされる場合は、特別措
置法の選択など内容が複雑になりますので茂原税務署での申告相談、受付をおすすめします。役場で申告する場
合は、必ず事前に税務署で申告相談を行ってください。役場では特別措置法のすべてを説明することは困難です
ので、申告受付をお断りする場合があります。

・青色申告決算書の作成相談は役場では受付できませんのでご了承ください。

◇申告受付会場 総合福祉センター2階（役場西側）

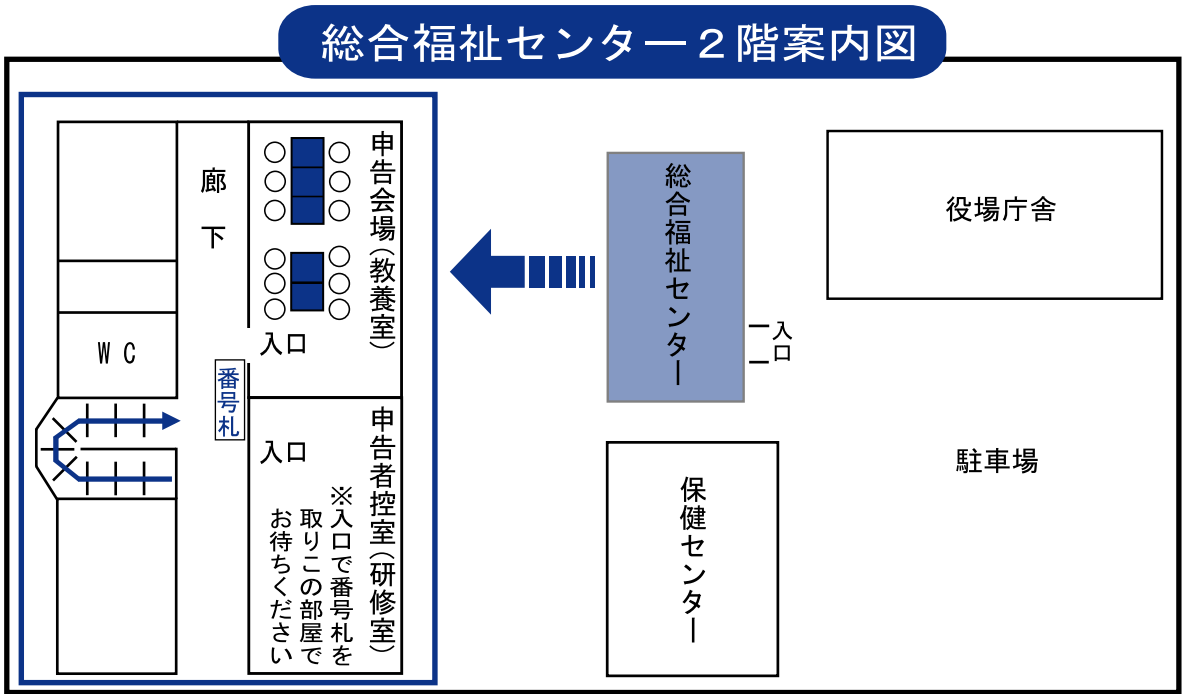
◇手 順

①階段を上り、申告者控室前の番号札（午前8時に用意します）をお取りください。

②番号をお呼びするまで、申告者控室でお待ちください。

※例年、申告期限（3月17日（月））が近づくと大変混雑しますので、早めに申告を済ませることをおすすめします。

なお、申告期限後に役場で所得税の申告受付はできませんのでご注意ください。



住宅借入金等 特別控除

住宅ローンなどを利用して、住宅用家屋を新築または購入もしくは増改築し、次に該当するときは、住宅借入金等特別控除として所得税が差引かれます。また、一定のバリアフリー改修工事や省エネ改修工事も増改築等の対象となります。
※平成21年度(20年分)まで必要であった村県民税の控除申告は、確定申告及び年末調整で手続きをすることで不要となりました。

◇共通事項

- 取得後6ヵ月以内に入居し、その年の年末まで引き続き居住していること
- 合計所得金額が3千万円以下であること
- 金融機関や公庫などの住宅ローンを利用し、その返済期間が10年以上の分割返済であること
- 法務局で不動産登記されていること
- 家屋の床面積(登記面積)が50㎡以上でその2分の1以上が居住用であるもの
- 中古住宅を購入した場合
 - ・耐火建築は取得の日以前25年以内、それ以外は取得の日以前20年以内に建築されている、または、一定の耐震基準(地震に対する安全上必要な構造方法に関する技術的基準など、または既存住宅売買瑕疵担保責任保険に加入している一定の中古住宅)に適合するものであること。
 - ・生計を同一とする親族から購入したものでないこと
- 増改築した場合
 - ・建築確認もしくは検査済または建築士が住宅借入金等特別控除に該当する増改築工事であることを証明できること

◇必要書類

- ①「登記事項証明書」
 - ②「工事請負契約書の写し」または「売買契約書の写し」
 - ③金融機関から発行された「住宅取得資金に係る借入金の年末残高等証明書」
※上記①②③については、住宅分と共に敷地に係る控除を受ける場合、敷地分の書類も必要となります。
 - ④家屋の所有者の「住民票」
 - ⑤中古住宅購入の場合、「耐震基準適合証明書」または「住宅性能評価書の写し」
 - ⑥増改築の場合、「建築確認済証の写し」もしくは「検査済証の写し」または建築士が住宅借入金等特別控除に該当する工事であることを証明する「増改築等工事証明書」
 - ⑦控除を受ける金額の計算書
 - ⑧税務署から発行された住宅借入金等特別控除の証明書(対象年数分発行されています。)
- ※⑧の書類がある場合は、③以外の書類は必要ありません。

◇ 申告書の作成は「確定申告書等作成コーナー」で

国税庁ホームページの「確定申告書作成コーナー」では、画面の案内に従って金額等を入力することにより、申告書などを作成することができ、印刷すればそのまま税務署に提出することができます。(所得税・消費税・贈与税確定申告書、青色申告決算書・収支内訳書などが作成できます。)

また「確定申告書作成コーナー」を利用していただくと、e-Tax用の申告データを作成することができ、作成したデータを簡単な操作によって自宅等から電子申告(e-Tax)することもできます。

e-Taxのご利用に際しては、開始届出書の提出、電子証明書の取得、ICカードリーダーライタの購入など事前準備が必要です。詳しくはe-Taxホームページをご覧ください。

◇農業所得者の皆様へ

税務課では、今年も『簡単・便利なちょうめん』(100円)を作成しました。

税務課窓口、申告受付会場に用意しておりますので、購入される場合は税務課職員に申し出てください。

◇国税庁・e-Taxホームページ

〔国税庁〕
<http://www.nta.go.jp>
〔e-Tax〕
<http://www.e-tax.nta.go.jp>

◇問い合わせ

税務課 ☎(32)2113
茂原税務署 ☎(22)2166

◇ 主な所得控除

医療費控除

1月1日から12月31日までの1年間に支払いをした医療費が対象となります。領収書またはレシートの原本が必要です。
※購入品名の記載のないレシートは、購入した品名を記載してください。記載のない場合は、原則として対象外です。

総所得金額等	医療費控除額(ただし、控除額の上限は200万円)
200万円以上	1年間に支払った医療費 - 保険などにより補てんされる金額 - 10万円
200万円未満	1年間に支払った医療費 - 保険などにより補てんされる金額 - (総所得金額×5%)

○医療費の範囲

次のうち、その症状その他一定の状況に応じて、一般的に支出される水準を著しく超えない部分の金額です。

- ①医師や歯科医師による診療費や治療費
- ②治療や療養に必要な医薬品の購入費
※疾病予防または健康増進のための医薬品(特定保健用食品など)は対象外です。
- ③あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師または柔道整復師による治療を受けるための施術費

○医療費に含まれるもの

次のような費用で診療等を受けるため、直接必要な費用

- ①電車・バス等公共機関による通院費(自家用車のガソリン代等は対象外です)
- ②入院の部屋代(必要最低限で個室費用等は対象外です)や食事代
- ③医療用器具等の購入代や賃借料で通常必要なもの
- ④義手、義足、松葉づえ、補聴器、義歯などの購入費
- ⑤傷病によりおおむね6ヵ月以上寝たきりであり、その傷病について医師による治療を継続して行なう必要があるとして医師が発行した「おむつ使用証明書」の添付がある場合のおむつ代
※おむつ代の医療費控除を受けるのが2年目以降である場合は、「主治医意見書の写し」または「市町村が主治医意見書の内容を確認した書類(福祉課で発行)」が必要です。
- ⑥介護老人保健施設の利用料
施設の発行する領収書に対象金額が記載されています。

※⑤・⑥について、詳しくは6ページをご参照ください。

対象になります！



○医療費に含まれないもの

- ①医師などへの謝礼
- ②住民検診や人間ドックなど健康診断の費用
※この健康診断の結果、疾病が発見され引き続き治療をした場合は、医療費に含まれます。

- ③美容整形の費用
- ④めがねの購入費

※医師による治療を要することが明確に記載された処方箋の添付があれば医療費に含む。

○医療費から差し引くもの

- ①社会保険などから支給される療養費、出産育児一時金または高額療養費など医療費の支出を給付事由として支給を受けるもの
- ②損害保険や生命保険などの契約に基づき医療費の補てんを目的として支払を受ける医療保険金、入院給付金など
- ③医療費の補てんを目的として支払われる損害賠償金

対象になりません・・・



◇平成25年分確定申告より適用となる主な税制改正

復興特別所得税の創設

東日本大震災からの復興のための施策を実施するために、必要な財源の確保に関する特別措置法が公布されました。これにより、平成25年から平成49年までの25年間所得税を納める義務のある人は、復興特別所得税も合わせて納めることとなりました。

具体的には所得税の2.1%分が復興特別所得税分として上乘せになります。

給与所得控除の上限設定

平成25年分以降は給与の収入金額が1,500万円を超える場合、給与所得控除額は245万円になります。

◇平成26年度から適用となる税制改正

村民税の均等割の引き上げ

地方公共団体が実施する防災のための施策に必要な財源確保のため、平成26年度以降の村民税の均等割が1000円引き上げとなります。(村民税分3500円・県民税1500円)

	変更前	変更後
村民税	3,000円	3,500円
県民税	1,000円	1,500円

消費税率が引き上げ

消費税法等の一部が改正され、平成26年4月1日から現行5%の消費税(地方消費税を含みます。)の税率が、8%に引き上げられます。

詳しい改正内容等につきましては、国税庁ホームページ「消費税法改正のお知らせ(社会保障と税の一体改革関係)」をご覧ください。

(URL : <http://www.nta.go.jp/shiraberu/ippanjoho/pamph/shohi/kaisei/201304.htm>)

なお、具体的な取引等に係る税の取扱いに関するご相談を希望される人につきましては、面接日時等の電話による事前予約をお願いしておりますので、ご協力をお願いします。

問い合わせ 茂原税務署 ☎0475(22)2166

◇介護保険にかかる所得税・住民税の所得控除について

1. 社会保険料控除

介護保険料は、その納付した全額が社会保険料控除の対象となります。ただし、年金からの天引き(特別徴収)で納付している場合は、年金受給者本人の所得控除となるため、その親族等が控除として申告することはできません。

2. 障害者控除

身体障害者手帳等の交付を受けていない人でも、要介護(要支援)認定を受けており、且つ「身体(知的)障がい者に準ずる」と認定された人については、障害者控除及び障害者扶養控除の対象となります。

【対象者】65歳以上の介護保険要介護(要支援)認定者のうち、寝たきりや認知症及び身体の障がいにより日常生活に支障のある人で、介護認定時における「障害高齢者自立度」及び「認知症高齢者自立度」により審査します。

【手続き】該当すると思われる場合は、福祉課介護保険係(福祉センター内)へ「障がい者控除対象者認定申請書」を記入のうえ、提出してください。申請書はホームページ及び介護保険係窓口に備えてあります。

※申請には申請者及び要介護(要支援)認定者の印鑑が必要です。

※郵送での申請も可能です。(返信用の封筒に80円切手を貼り同封願います。)

※申請受付後、対象となる人には「障がい者控除対象者認定書」を交付します。この認定書を申告時に添付することで障害者控除が受けられます。

3. 医療費控除

・介護保険の居宅サービスや施設サービスの利用者負担金は、一部医療費控除の対象となります。

【対象となるサービス等】下表のとおりです。高額介護サービス費や高額医療合算介護サービス費及び利用者負担額助成金を受給した場合には、支払った額から受給した額を差し引いた額が控除対象となります。

医療費控除対象一覧(主なサービス)

	対象サービス	対象金額
居宅	医療系 ・(介護予防)訪問看護 ・(介護予防)訪問リハビリテーション ・(介護予防)居宅療養管理指導 ・(介護予防)通所リハビリテーション ・(介護予防)短期入所療養介護 ・定期巡回・随時対応型訪問介護看護(※1) ・複合型サービス(※2)	1割自己負担額と食費、滞在費の自己負担額 ※特別な食事、居室にかかる費用を除きます。 ※保険給付の支給限度額を超えて利用した場合の全額自己負担となった額も控除対象となります。 (※1)(※2)については、条件があります。
	福祉系 ・(介護予防)訪問介護(生活援助を除く) ・(介護予防)訪問入浴介護 ・(介護予防)通所介護 ・(介護予防)短期入所生活介護 ・(介護予防)認知症対応型通所介護 ・(介護予防)小規模多機能型居宅介護 ・夜間対応型訪問介護 ・定期巡回・随時対応型訪問介護看護(※1) ・複合型サービス(※2)	1割自己負担額 ※居宅サービス計画(ケアプラン)に位置付けられ、医療系サービスと一緒に利用していることが前提です。 ※保険給付の支給限度額を超えて利用した場合の全額自己負担となった額は控除対象にはなりません。 (※1)(※2)については、条件があります。
喀たん吸引	1割自己負担額の10分の1 ※居宅サービス計画(ケアプラン)に位置付けられ、医療系サービスと一緒に利用していないことが前提です。	
施設	・介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム) ・地域密着型介護老人福祉施設	1割自己負担額と食費、居住にかかる自己負担額の合計の2分の1 ※特別な食事、居室にかかる費用を除きます。
	・介護老人保健施設 ・介護療養型医療施設	1割自己負担額と食費、居住にかかる自己負担額 ※特別な食事、居室にかかる費用を除きます。
おむつ	・おむつ代の医療費控除を受けるには、1年目は医師による「おむつ使用証明書」の添付が必要です。医療機関へ証明書の発行を依頼してください。(手数料がかかる場合があります。) ・2年目以降については、要介護認定者で、その介護認定に係る主治医意見書の内容からおむつ使用の必要性が認められる場合のみ、市町村が発行する確認書を添付することで控除を受けることができます。おむつの必要性は、介護認定における「障害高齢者自立度」及び「尿失禁の可能性」により審査します。 ・「おむつ使用証明書の用紙」及び「2年目以降の確認書」については介護保険係の窓口に備えてあります。	

※認知症対応型共同生活介護(グループホーム)、特定施設入居者生活介護(有料老人ホーム)における介護保険居宅サービスや福祉用具貸与に係る自己負担額については、医療費控除の対象にはなりません。

◇問い合わせ 福祉課 介護保険係 ☎(32)6809

1/10

税金の大切さを学ぶ
「租税教室」

一松小学校の6年生を対象に役場職員による「租税教室」が行われました。「租税教室」は税金のことを、よりよく理解してもらうために、各小学校の6年生を対象に毎年開催しています。

始めに、「もしも、税金がなくなったら」というビデオを見て、児童たちは、税金の大切さを確認しました。次に、税金が、学校の建設や、授業などに使われていることを学びました。



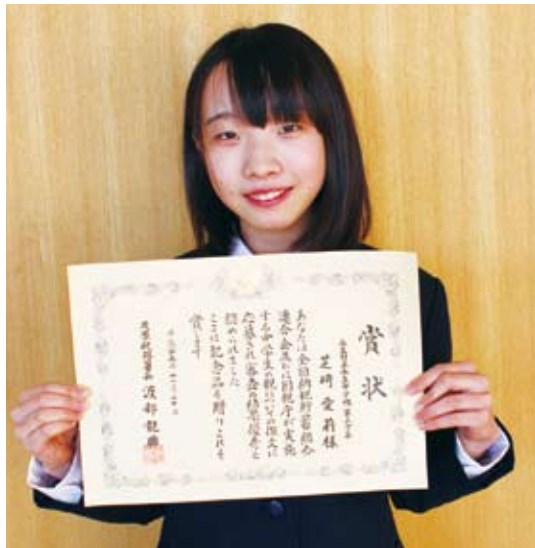
税金の大切さを学ぶ児童達 一松小学校6年生

11/20

茂原税務署長賞
芝崎愛莉さん

茂原税務署主催の平成25年度納税表彰式がプラザヘイアン茂原にてとり行われ長生中学校3年の芝崎愛莉さんが「中学生の税についての作文」表彰で茂原税務署長賞を受賞しました。作文のタイトルは「国境を超える税金とその大切さ」です。

税についての作文は、中学生の皆さんに「税金」について関心を持っていただく、毎年募集しているものです。



茂原税務署長賞を受賞した芝崎愛莉さん

12/17

八積保育所 一日所長



一日所長の村長と一緒に歌を歌う子ども達

八積保育所の元気な子ども達に迎えられ、村長が1日所長に就任しました。

子ども達は記念写真を撮った後、一人ずつ村長と楽しそうにハイタッチ！みんなで歌を歌ったり、一緒にゲーム遊びをしたりと子ども達も村長もとても楽しんでいました。

また、年長さんによる「ジャックと豆の木」と「りすのぱん屋さん」の劇の発表のサプライズもあり、村長は「とても面白かった。大変上手にできました。」と拍手を贈りました。その後、おいしい給食を一緒に食べて、子ども達も村長も笑顔の絶えない1日となりました。

1/11

平成26年消防出初式が茂原市民会館で開催
第六支団で33名が表彰

式典では、日頃の消防活動にご尽力されている団員、団員のご夫人に対し、表彰状と記念品が贈呈され、今年は33人が受賞されました。また、県知事も出席され、千葉県知事精勤章を代表登壇で受賞された第3分団長 東間和久さん(驚)に直接手渡されました。表彰されたみなさん、誠におめでとうございます。※以下敬称略

◆千葉県知事精勤章◆

第3分団長 東間 和久（驚）

第1分団第5部 植草 規尚（信友）

◆千葉県消防協会精勤章◆

第2副分団長 齋藤 宏芳（高根新屋敷）

◆防災危機管理部長章◆

第1分団第2部 原田 隆二（七井土）

第1分団第2部 今井 徹（七井土）

第2分団第2部 高山 繁之（南部）

第2分団第2部 酒井 利方（南部）

第2分団第4部 佐瀬 芳典（小橋）

第3分団第4部 片岡 淳（蟹道）

◆長生郡市広域市町村圏組合 管理者表彰 功労章◆

第3分団第1部 狩野 由幸（竜宮台）

第3分団第2部 宮崎 崇（昭和）

◆千葉県消防協会長生支部長表彰 功労章◆

第1分団第1部 串形 清（金田）

第1分団第3部 久保田 和夫（金谷台）

第2分団第4部 石川 知典（中之郷）

第2分団第5部 古山 朗（小泉北部）

第3分団第5部 木島 政人（入山津）

第3分団第5部 木島 浩一（一松新屋敷）

◆千葉県消防協会長生支部長表彰 精勤章◆

第1分団第1部 芝崎 真一（金田）

第1分団第3部 岡本 貴嗣（茂原市）

第1分団第5部 矢部 晃久（信友）

第2分団第1部 渡邊 敬文（新田）

第2分団第2部 田中 義憲（上之原）

第2分団第3部 鵜澤 直樹（新田）

第2分団第5部 齋藤 寿徳（小泉北部）

第3分団第1部 齊藤 拓哉（高塚）

第3分団第3部 田中 淳（蟹道）

第3分団第5部 一戸 和正（驚）

◆長生郡市広域市町村圏組合 消防団長表彰 精勤章◆

第1分団第4部 金坂 雄一（岩沼）

第2分団第2部 木島 洋一（南部）

第3分団第1部 御園 悟（高塚）

◆長生郡市広域市町村圏組合消防団長表彰 優良部◆

第6支団第2分団第5部

◆千葉県長生地域振興事務所長内助功労表彰◆

第2分団第5部部長夫人 古山 ゆかり（小泉北部）

◆長生郡市広域市町村圏組合 消防団長内助功労表彰◆

第1分団第2部部長夫人 丸 紀子（七井土）

第2分団第1部部長夫人 渡邊 佐良里（新田）



役場駐車場にて、消防出初発式



県知事から受賞を受ける東間さん



代表登壇で受賞された第3分団第2部宮崎さん

千葉県消防設備協会会長賞

最優秀賞 受賞

のがみ せいや
八積小 1年 野上 聖矢さん

同日、消防出初式において、防火ポスターコンクール表彰も行われ、八積小学校 1年 野上聖矢さんが千葉県消防設備協会会長賞を見事受賞しました。



野上 聖矢さん、ポスターの前で記念撮影



国民年金保険料 前納や口座振替で割引に！

住民課保険年金係 ☎(32)2115
千葉年金事務所 ☎043(242)6320

国民年金保険料を前納や口座振替を利用して納付すると表のとおり割引があつてお得です。

納付方法

現金で前納される人は、毎年4月に送付される納付書にて納期までに、金融機関、コンビニエンスストアで納付してください。

口座振替の申込方法

口座振替申出書に必要事項を記入・押印(金融機関の届出印)し、最寄の年金事務所または金融機関窓口へ提出(郵送可)してください。

※平成26年度の口座振込前納の申込締切日は2月28日(金)までです。

口座振替の注意点

すでに口座振替で前納されている人は、再度のお申込みの必要はありません。(ただし、口座振替の引落方法を変更される場合は、再度、お申し込みが必要です。)(一部納付(半額免除など)の人の口座振替は、毎月納付(割引なし)となります。

平成26年度前納の口座振替日は、4月30日(水)です。

	1ヵ月分 割引額	6ヵ月分 割引額	1年分 割引額	2年分 割引額
翌月末納付	—	—	—	—
当月末振替【早割】	50円	300円	600円	1,200円
6ヵ月前納(現金納付)	—	730円	1,460円	2,920円
6ヵ月前納(口座振替)	—	1,030円	2,060円	4,120円
1年前納(現金納付)	—	—	3,200円	6,400円
1年前納(口座振替)	—	—	3,780円	7,560円
2年前納(口座振替)	—	—	—	14,360円

※割引額は平成25年度の保険料額を基にした目安額となりますので、実際の金額とは異なる場合があります。

会員を募集しています！

福祉課 ☎(32)2112

更生保護女性会では、更生保護の目的に賛同し、当会の活動に参加していただける「会員」を随時募集しています。子育てを終えた女性の方々！私たちと一緒に地域社会に貢献してみませんか。

更生保護とは

犯罪をした人や非行のある少年を実社会の中で適切に処遇することにより、その再犯を防ぎ、非行をなくし、これらの人たちが自立し改善更生することを助けることで、社会を保護し、個人と公共の福祉を増進しようとする仕事です。実社会の中の立ち直りを助けるためには、地域社会から、更生保護に対する理解と協力を得ることが必要不可欠です。

これは、犯罪や非行のない誰もが暮らしやすい社会づくりを目指すことにもつながります。
地域社会の一人ひとりが手と手を結び、心と心を通わせる更生保護のネットワークは、皆さんの温かい眼差しから始まります。
【更生保護女性会の主な活動】
矯正施設慰問／子育て支援活動
花いっぱい運動、海岸清掃

犬の飼い方について

下水環境課 ☎(32)2494
長生健康福祉センター(保健所) ☎(22)5167

犬の放し飼いや糞の不始末による苦情が多く寄せられています。千葉県犬取締条例により、犬の放し飼い、飼い犬の糞の不始末は禁止されています。違反した場合には、3万円以下の罰金に処せられることがあります。

犬を運動させる場合は、犬の大きさや人の有無等にかかわらず、飼い犬を制止できる人が短い引き綱で行って

ださい。
また、所有者の敷地内で犬を放す場合は、犬が敷地外に出たり、来訪者等に危害を加えたりしない措置をしましょう。
散歩をする際は必ずビニール袋やスコップを持ち、糞を放置したり埋めたりせず、飼い主が責任を持って持ち帰り処分してください。

道路呼称決定

建設課 ☎(32)2116

村では長生村60周年を記念し、主な1級村道と小中学校周辺の通学路に道路呼称を決めました。

小中学校周辺の通学路に関しては小中学校の生徒から募集して決定しました。

1級村道については起終点の地名を取った名称をつけました。

- ☆入山津中瀬線
いりやまづかおすだいせん
- ☆入山津瀬台線
- ☆中之郷信友線
- ☆市ヶ谷岩沼線
- ☆六ツ野七井土線

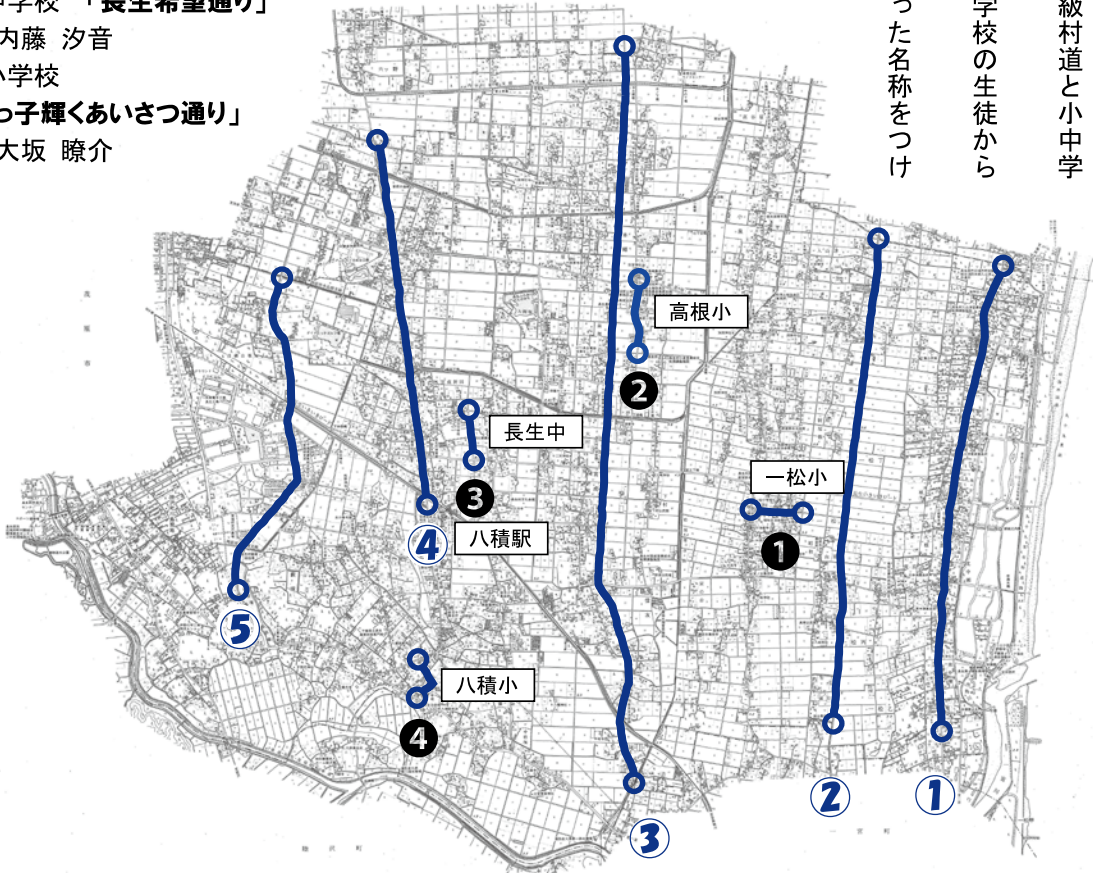
◎1級村道

・名称は北から南の順でつけることで以下のとおり決定。

- ①1-16号線 (通称旧県道飯岡一宮線)
- ②1-6号線、1-7号線 (通称一松7メーター道路)
- ③1-4号線、1-5号線 (通称高根7メーター道路)
- ④1-2号線、1-3号線 (通称御成り街道・市ヶ谷通り)
- ⑤1-1号線 (通称10メーター道路)

◎小中学校周辺の通学路(採用者名・敬称略)

- ①一松小学校 「一松にこここ通り」
1年 川上 真帆、4年 片岡 優斗、5年 鶴岡 亜希子、6年 宇井 ひより
- ②高根小学校 「高根っ子いきいき通り」
5年 新山 裕都
- ③長生中学校 「長生希望通り」
2年 内藤 汐音
- ④八積小学校
「八積っ子輝くあいさつ通り」
6年 大坂 瞭介



ホールイベント

生涯学習課 ☎(32)5100

長生村60周年記念 長生村舞踊祭
社交ダンス、フラ、踊りの発表会

日時 3月9日(日)

開場 午前9時／開演 午前9時30分

料金 無料

主催 長生村舞踊祭実行委員会
共催 長生村教育委員会

おはなし会のお知らせ

生涯学習課 ☎(32)5100

今月のテーマは「はるよこい！」です。
親子で一緒に参加してみませんか。

日時 2月8日(土) 午後1時～

ところ 文化会館 和室
対象 幼児から小学生向けです。
大人の人も参加できます。

読み聞かせボランティア「くりくりブック」による親子で楽しめるおはなしをします。



11 村文化館ではプラネタリウムを上映しています。詳しい上映時間、番組内容は、長生村文化会館ホームページ (<http://www.chosei-bunkahall.jp>) をご覧になるか、または長生村文化会館までお問い合わせください。

図書室だより

今月の新刊

インフェルノ上・下	ダン・ブラウン
逃亡者	新堂 冬樹
団塊の秋に	堺屋 太一
ペテロの葬列	宮部 みゆき
面倒だから、しょう	渡辺 和子
かいけつゾロリのまほうのランフ〜	原 ゆたか

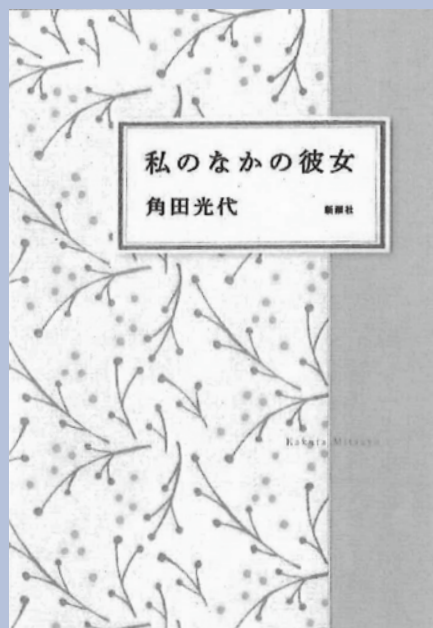
アンパンマンとリンゴぼうや	やなせ たかし
暗号クラブ3 海賊がのこしたカメルの宝	ベニー・ワーナー
あやとり大全集	主婦の友社

今月の一冊

私のなかの彼女

角田 光代 著

男と張り合おうとするな。みごとに潰されるから。祖母の残した言葉の意味は何だったのだろう。全力を注げる仕事を見つけて、ようやく彼に近づけたのに、和歌と仙太郎の関係は、いつかどこかでねじ曲がった。



一松小 6年
御園 峻也さん

僕の将来の夢は、マンガ家になることです。理由は絵を書くのが好きだしストーリーを考えるのも好きだからです。アシスタントがいるようなビッグなマンガ家になりたいです。

ぼくのゆめ わたしのゆめ

ぼくのゆめは、大工さんになる事です。家には、ノコギリやトンカチなどがあります。大きくなったらくさんの道具を使って車の形やダイヤモンドの形とか色々な形の家を作りたいです。



八積小 4年
高田 明さん



元気です！

どうい
大野 桃李 くん (0歳・蟹道)

父：大野 洋介さん
母： 美馨 さん

コメント

つたい歩きが上手になってきて大好きなお兄ちゃんの後を追いかけています。

「元気です！」募集

「元気です！」は、村内在住で満5歳までのお子さんを紹介するコーナーです。お気に入りの1枚が撮れましたら、ぜひお寄せください。保護者の皆さまからのご連絡をお待ちしております。

●申込方法

お子さんの写真に住所、氏名（ふりがな）、生年月日、親の名前、電話番号、40字程度のコメントを添えて広報広聴係へ

●申し込み・問い合わせ

〒299-4394 長生村本郷1-77 総務課 広報広聴係
☎ (32) 2111 fax (32) 1194

村長出張記【9】



先月は、数多くの正月行事や会議がありましたので報告します。

今年の初仕事は、1月5日、中央公民館講堂で行った村と自治会長会共催による「新春賀詞交歓会」から始まりました。森英介衆議院議員、石井準一参議院議員、酒井茂英衆議院議員出席のもと、昨年と同じ107名の各界の人にご参加いただき、共に新年のお祝いを申し上げました。

1月6日には、県庁内各課と県の出先機関である合同庁舎を訪問しました。「千葉テレビ見ました。」と言われ少しは宣伝効果があつたのかと、ホッとしています。

1月7日は、千葉市内のホテルで開催された「千葉日報賀詞交歓会」に出席。森田知事の元気な挨拶を聞いてきました。

今年最初の会議は、1月9日、幕張で行われた環境省による「県指定



廃棄物処理促進市町村長会議」です。柏市や我孫子市で問題になっている8000ベクレル以上の指定廃棄物を千葉県内一カ所に貯蔵し国が管理する、その場所を決めたい、という会議です。

新聞報道にもありましたが、非常に重苦しい雰囲気の中、国有地を持つ町長、市長さんは、大反対、「承知したら、クビになる。」という意見に首を振るしかありませんでした。

一転して1月12日、村の成人式では、将来の村を背負って立つ新成人に囲まれ思わず微笑がこぼれました。この若者たちのためにも、さらに充実した行政運営を固く決意した1月でした。

高齢者・介護保険に関する状況調査にご協力を

村では高齢者福祉施策の基本方針を示す「第6期長生村高齢者福祉・介護保険計画」（平成27年度から平成29年度）の策定に取り組んでいます。

この計画に65歳以上の人の生活状況を反映させるため、調査を実施しますのでご協力ください。

調査票がお手元に届いた際は、ご記入のうえ指定期日までに返送をお願いします。



問い合わせ

福祉課介護保険係
☎ (32) 6865または(32) 6809

村民親善ゴルフ大会参加者募集

村体育協会ゴルフ部主催の村民親善ゴルフ大会を次のとおり開催します。

皆さんの参加をお待ちしております。

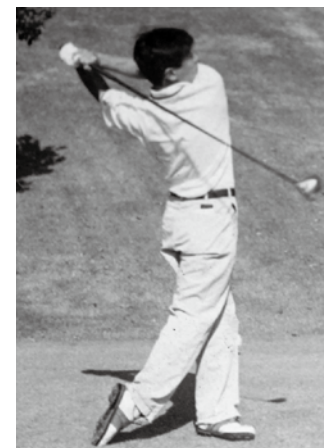
日時 3月13日(木)午前8時30分集合

ところ 一の宮カントリークラブ
東コース(乗用カート・セルフプレー)

参加費 3,000円(別途プレー費7,800円食事付)

定員 10組(40名)(定員になり次第締め切ります)

申込・問い合わせ 生涯学習課 ☎ (32) 5100



2月の保健センター事業

日 曜	事業予定	受付時間
5 水	ママパパ教室 1回目	13:15~13:30
6 木	3歳児健診【対象者：H22年10・11・12月生】	13:00~14:00
7 金	健康相談	9:00~11:30
	健康づくり教室	9:00~ 9:30
	こころの健康相談（予約制）	13:00~15:30
14 金	ウォーキング教室	9:00~ 9:30
	こころの健康相談（予約制）	13:00~15:30
15 土	ママパパ教室 2回目	9:15~ 9:30
21 金	こころの健康相談（予約制）	13:00~15:30
25 火	ママパパ教室 3回目	9:15~ 9:30
	離乳食教室	
27 木	乳児健診【対象者：H25年2・7・10月生】	9:00~10:30
28 金	こころの健康相談（予約制）	13:00~15:30

♪おしゃべりひろば♪
9:30~11:30

4日(火) 5日(水) 7日(金) 10日(月)
14日(金) 18日(火) 19日(水) 21日(金)
24日(月) 26日(水) 28日(金)

☆0歳児専用☆ 3日(月) 17日(月)



おしゃべりひろばとは？

就学前のお子さん、親御さん同士の交流を目的に
保健センター2階和室を週3回開放しています。
親子で自由に遊びにきてください。

ママパパ教室 参加者募集

赤ちゃんが元気に生まれ育つことを願って、
ママパパ教室を行っています。初妊婦さんはも
ちろんのこと、パパや経産婦さんもすすんで参
加しましょう。（教室の実施時間は2時間程度
です。）

*準備の都合があるため、各回の予約が必要です。

テーマ	内 容
1回目(2月5日13:30~) 赤ちゃんがやってきた	講 義：♡ 知って安心 ♡ “すてきなお産”の心構え 講 師：育生医院 助産師 ビデオ：「赤ちゃん、この素晴らしい生命」
2回目(2月15日9:30~) お父さんも主人公	講 義：赤ちゃんを迎え入れる準備 ビデオ：「ママからのSOS 産後のパパの役割」 実 習：お風呂の入れ方 *パパは妊娠擬似シュミレーターを着用できます！
3回目(2月25日9:30~) ①妊娠中の歯の健康 ②今から知っておこう！ 出産後のこと	講 義：妊娠中の歯の健康 出産後の各種手続き 赤ちゃんの予防接種の種類 栄養たっぷり！妊娠中の手作りおやつ 講 師：歯科衛生士・栄養士・保健師

胃がん検診を実施します！

受付日時

3月4日(火)	午前7時30分~午前9時30分
3月5日(水)	
3月6日(木)	
3月7日(金)	
3月8日(土)	

昨年引き続き、バリウム検査に併せて血液
検査によるペプシノーゲン検査とピロリ菌抗体
検査を実施します。昨年、ピロリ菌検査、ペプ
シノーゲン検査を実施した人は、血液検査対象
外となり、バリウム検査のみとなります。
ペプシノーゲン検査とは、胃の委縮度を診る
検査です。胃がんの発症はピロリ菌の保有や胃
の委縮度が高いことと関係があります。ピロリ
菌除菌で胃がんのリスクが低下します。

すでに、検診希望調査書により、申し込みし
た人及び昨年度受診した人には、2月中旬に問
診票を送付いたします。

胃がん検診を勤務先や病院等で受診していな
い人は、検診日までに保健センターにお申込み
ください。



保健師だより



今月の担当は
川島です



家族や周囲の支えが

大切な人の命を守ります！

毎年、全国で約3万人の人が自殺されて
います。自殺を考えている人は、助けを求
めている場合も多く、さまざまなサインを
発していることがあります。まずは、その
サインに気づき、声をかけ、悩んでいるこ
とを話せるきっかけを作ってあげることが
大切です。

〇接し方のポイント

- ①やる気を出してもらおうと、助言をする
ことは逆効果になります。聞き役に徹しま
しょう。
- ②世話を焼きすぎないように、本人の希望
を聞きながら、手伝ってあげるようにしま
しょう。
- ③治療の必要な人が、自力で解決しようと
したり、他人の目を気にして受診をためら
っていることがあります。まずはカウンセ
リングから始めてあげましょう。
- ④精神的な病気の治療は、長い時間がかか
り、中断してしまうとさらに悪化してしま

うこともあります。医師の指示通りに、内服と
通院が続けられるように見守りましょう。
こころの健康相談を実施しています！
ひとりでは悩まないで、今困っていること
を話してください。話をすることで今後の
方向性が見えてきたり、気持ちに楽になる
こともあります。

日程は、「健康だいいち」のコーナーで
確認してください。
ゲートキーパー研修会のお知らせ！
ゲートキーパーとは、悩んでいる人に気
づき、声をかけ、話を聞いて必要な支援に
つなげる見守る人の事です。次のとおり研修
会を行いますので、ぜひ参加してください。

日 時 3月11日(火) 午後1時30分~午
後2時30分(受付午後1時から)

場 所 長生村役場3階会議室

講 師 ポプラクリニック院長 鈴木 秋
彦先生

内 容 ゲートキーパーの役割について・
うつ病の理解と周囲のかかわり方について
定 員 50名(参加希望者は3月7日(金)ま
でに保健センターへ申し込みください。)

保健衛生推進員活動報告

村の青のりを使った手打ちうどんを
親子で楽しく作りました♪

毎年恒例の親子料理教室を1月11日、18日、25日
の3日間で実施しました。

今年度は、長生村60周年記念にあたるため、村特
産の『青のり』を使って手打ちうどんをみんなで作
りました。生地をこねるのはとても力のいる作業で
すが、子どもたちはみんな一生懸命にこねていまし
た。

一緒に来た兄弟姉妹の皆さんも参加して賑やかな
うどん作りとなりましたが、とてもおいしい手打ち
うどんを食べることができ、楽しい思い出となった
ことでしょう。



▲うどんの生地を
コネコネ♪

◀美味しい料理が
できました！

【献立】
青のり入り手打ちうどん
パンパンジーサラダ
フルーツヨーグルト



お知らせ

成年後見制度研修会

県民や福祉関係者を対象に、お笑い芸人との掛け合いなどを通して、おもしろおかしく成年後見制度の概要や職務を学び、制度の利用促進を図ります。

日時 3月1日(土)午後1時20分～午後4時05分

ところ 千葉市生涯学習センター(JR千葉駅東口か北口から徒歩8分)

定員 300名(申込先着順)

申込 申込書をFAXかメールで送信(定員を超えた場合のみ連絡します)

締め切り 2月20日(木)必着

参加費(資料代) 500円

申込書配付場所 各社会福祉協議会、各市町村行政等、千葉県社会福祉協議会、千葉市社会福祉協議会、千葉司法書士会、千葉県社会福祉士会のHPからもダウンロードできます。

問い合わせ
千葉県社会福祉協議会千葉県後見支援センター
〒260-8508 千葉市中央区千葉港4-3
☎043(204)6012
📠043(204)6013
✉smile@chibakenshakyo.com

県立長生特別支援学校「しおかぜフェア」

中学部・高等部の作業製品の展示・販売・長養太鼓の演奏(午前11時)

日時 2月19日(水)
午前10時～午後3時 (雨天実施)

ところ 茂原ショッピングプラザ「アスモ」1階センターコート

問い合わせ 担当 前橋 ☎0475(42)2470

借金の返済でお悩みの人へ

借金の問題はきちんとした手続きをとれば解決します。

秘密は厳守します。安心してご相談ください。

問い合わせ
財務省 千葉財務事務所 債務相談窓口
☎043(251)7830(直通)

千葉県生涯大学校 外房学園 陶芸専攻科作品展

ところ 茂原市美術館(2階)
茂原公園内 入場無料

日時 2月20日(木)～2月24日(月)午前9時から午後5時
初日20日は午前11時より開催です。最終日24日は午後3時終了です。

問い合わせ
和賀 ☎0475(34)4100



「第22回僕らはみんな生き生き展」

長生・夷隅郡市の福祉施設が販売会を実施することにより、地域の人々にハンディキャップを持つ人達への理解を深めてもらう。

期間 2月20日(木)～2月23日(日)

時間 午前10時～午後8時

ところ 茂原ショッピングプラザアスモ

主催 長生・夷隅地区福祉施設連絡協議会

問い合わせ 障害者支援施設 青松学園(西川)
☎0475(42)3869

初心者のための日曜大工講座

ご家庭用の日曜大工やリフォームなどに役立てていただくため、訓練生が制作した住宅を見学しながら、木造住宅の仕組みや仕上げ方法・各種工具の安全な使い方や木材加工のポイントなどを学びます。(実技作業はありません。)

日時 2月15日(土)午後1時～午後4時
講座の当日は、午後0時50分までにご来校ください。

実施場所 東金高等技術専門学校 建築科実習場

募集人員 20名(先着順)

応募方法 電話による申込

受付日時 2月3日(月)～2月14日(金)
午前9時～午後5時まで(受付は先着順とさせていただきます。)

受講料は無料・工事中の建物の中に入りますので、服装については安全にご配慮ください。自家用車等でのご来校もできます。

問い合わせ
千葉県立東金高等技術専門学校 相談支援課
東金市油井1061-6 ☎0475(52)3148

今月の公共施設休館日

【武道館・弓道場・薮塚球技場】3日(月)、17日(月)

【村文化会館・中央公民館】3日(月)、10日(月)、12日(水)、17日(月)、24日(月)

※村体育館は、耐震補強工事により平成26年1月1日から平成26年3月31日まで休館

移動交番開設場所・時間

〇八積駅
2月3日(月)
午前10時から午前11時まで

〇厄ヶ台総合公園
2月12日(水)
午前10時から午前11時まで

2月17日(月)
午後2時から午後3時まで

※事件事故の発生や気象状況によっては変更となる場合もありますので、詳細については茂原警察署までお問い合わせください。

問い合わせ 茂原警察署地域課 移動交番係
☎0475(22)0110

募集

学童保育所指導員の募集

村の学童保育所では、次のとおり臨時指導員を募集します。経験、資格は問いません。

期間 3月25日(火)～4月4日(金)
午前7時30分～午後7時(土、日曜日は除く。交代勤務)

時給 900円

勤務場所 八積、高根、一松の学童保育所(3カ所)

募集人数 11名(八積4名、高根5名、一松2名)

募集期間 2月3日(月)～3月5日(水)

採用資格 昭和24年4月1日～平成8年4月2日生まれの人

申し込み 村総合福祉センター内、社会福祉協議会に履歴書を持参ください。

問い合わせ
社会福祉協議会
☎(32)3391



自衛官を募集

防衛省では、次のとおり自衛官等(一般幹部候補生・予備自衛官補)を募集しています。

募集種目		応募資格	受付期間	試験期間	合格発表	入(校)隊	待遇・その他
一般幹部候補生	一般要員 (陸・海・空自衛官)	20歳以上 26歳未満 大学院卒(修士課程修了)者は28歳未満。(細部はお問い合わせください)	平成26年 2月1日(土)～ 4月25日(金) 「締切日必着」	1次試験 5月10日(土)筆記試験 11日(日)(11日は操縦適性検査(飛行要員希望者))	1次：平成26年5月30日(金)本人宛に通知	平成27年 3月下旬から 4月上旬	初任給： 214,900円 ・修士課程修了者の場合232,000円 ・大学院卒者等の場合235,800円 (平成25年4月1日現在)
	2次試験 6月10日(火)～13日(金)のうち指定する日			2次：「飛行要員」のみ 6月30日(月)「海上」 7月4日(金)「航空」			
	飛行要員 (海・空自衛官)			3次試験 7月7日(月)～ 「海上・航空自衛隊の飛行要員2次試験合格者」のみ	最終： 陸上、海上自衛隊： 平成26年8月1日(金) 航空自衛隊： 平成26年9月5日(金)		
予備自衛官補	一般公募	18歳以上 34歳未満	平成26年 1月8日(水)～ 4月2日(水) 「締切日必着」	1回 平成26年4月11日(金)、12日(土)、13日(日)、14日(月)、15日(火)の内の1日を指定します。	1回 平成26年5月16日(金)	合格者： 採用候補者名簿に記載され上位者から順次採用予定者となります。	身分： 非常勤特別職国家公務員 訓練手当： 日額7,900円 (招集訓練参加日数分)
	技能公募	18歳以上で別に示す国家資格等有するもの(細部はお問い合わせください)					

※応募資格年齢は、平成27年4月1日現在(予備自衛官補は平成26年7月1日(火)現在)

※詳しくは茂原地域事務所までお問い合わせください。

自衛隊 茂原地域事務所(千葉地方協力本部) ☎0475(25)0452 茂原市町保3-217 シティビル2階

※住民法律相談、行政相談の予約は、当月分を毎月第1月曜日午前9時から役場総務課☎32-2111で受付ます。